

令和元年8月8日

コクヨ健康保険組合



コラボヘルス推進のお知らせ

コクヨ健康保険組合(以下、「健保組合」という。)では、「従業員の健康増進」を目指すべく、事業所との連携(コラボヘルス)をより一層推進するため、全事業所と健保組合との間で、「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を取り交わしました。今後はこの覚書にそって生活習慣病予防を目的として、健診結果等の情報を両者で共有・活用し、効率的かつ効果的な事業として推進してまいりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

ー中略ー

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に、下記の事業を実施します。

(1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ: 生活習慣病関連項目

⇒事業所が実施する法定健診、人間ドックの「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」およびその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。事後指導とは健康保険組合が法令により実施する特定保健指導に加え、高リスク保有者に対する重症化予防プログラムや若年層対策等を含みます。

(2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ: 生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例: 血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません

⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健保組合および事業所による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後に医療機関への受診が確認できない場合は、再度健保組合および事業所より受診勧奨を行います。

対象事業所

本事業は「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を健保組合と取り交わした下記事業所で実施します。

事業所名 コクヨ(株)、(株)コクヨロジテム、コクヨサプライロジスティクス(株)、ウィルクハーン・ジャパン(株)、
(株)コクヨMVP、(株)コクヨ工業滋賀、(株)カウネット、コクヨKハート(株)、コクヨマークティング(株)、
コクヨハートランド(株)、コクヨアンドパートナーズ(株)

共同利用する者の範囲

(1) 健保組合: 保健事業担当職員 (責任者) 理事長

(2) 事業所: 健康促進担当従業員および医師・保健師・看護師 (責任者) 各社健康促進担当責任者

※個人情報の管理責任者は、コクヨ健康保険組合です。

留意点

本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、本事業の事業内容および目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、健保組合もしくは事業所にお申し出ください。

その他

<生活習慣病について>

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、①自覚症状がないまま進行すること、②長年の生活習慣に起因すること、③疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。